

Koujimachi

令和
2年
6月
第189号

特集

出井会長インタビュー 麴町法人会の さらなる発展を

「第9回通常総会」
ご案内

「税に関する 絵はがきコンクール」
受賞作品結果発表

けんたくんコラム
「落語で巡る麴町」



法人会キャラクター
けんたくん

麴町法人会の さらなる発展を



会員の皆様こんにちは！
日頃は麴町法人会の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今年に入り新型コロナウイルスの感染で皆様、自宅待機など大変ご苦勞されていることと存じます。
今回から会報誌が一新されます。その記念すべき第1号にあたり、私が考える法人会についてお話しさせていただきます。

公益社団法人
麴町法人会
会長

出井 久幸

contents

特集 出井会長インタビュー
麴町法人会のさらなる発展を 2-3

■ 令和元年度「税に関する絵はがきコンクール」	4-5
■ 東京国税局 調査部所管法人対象「特別講演会」	4
■ けんたくんコラム「落語で巡る麴町～お菊の皿～」	5
■ 令和2年度 税制改正大綱	6-7
■ 会員企業紹介	8
■ 新入会員紹介	9
■ 「第9回通常総会」開催のご案内	10

表紙
写真
紹介

けんたくんで行く！
麴町エリアの坂
Vol.1 「幽霊坂」



14

■ 第65回簿記教室のご案内	10
■ 税務研修会(6月開催分)中止のお知らせ	10
■ けんたくんコラム「麴町エリア銅像巡り ～大村益次郎像～」	10
■ 税務所だより・都税だより	11
■ 区税だより・麴町町消防署だより	12
■ 麴町警察署だより・事務局だより	13
■ 使用済み切手回収事業のお知らせ	14

法人会がやらなければならないこと 「法人会の使命」

法人会の理念は、次のように掲げられています。

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

行動規範も7つの責務から構成されています。(全法連のホームページ参照)

もう一つ忘れてはならないことは、日本国憲法の3大義務に「教育」・「勤労」と憲法第30条に「納税」の義務として定められています。

そのことにより、法人会は国に対して税についての疑問に思うことをいろいろと提言し、改正を促してまいりました。(例を挙げますと、中小企業の交際接待費800万円までの免除など)。

しかし、まだまだオピニオンリーダーたる知識をもっと深く理解しないといけないと思いますし、租税が出来た歴史的背景を考え、国及び私たち国民にどのように役立つか、又は貢献しているかを広く知らせることが私たちの法人会の役目ではないでしょうか。

法人会のココがすごい！ 「法人会の魅力」

法人会の魅力といえど何といても異業種交流ではないかと考えています。

他業界の経営者の方と人的交流ができ、新しい知識や違う経営の在り方を吸収できることです。活動の中で特筆すべきは、経営並びに後継者問題など自身の経営活動の糧に出来る有益な情報交換の場であると考えます。

また、税務署の方々のご協力により、税知識の向上並びに指導を受けられることも魅力のひとつです。

私が目指す麴町法人会 「飛躍し発展する麴町法人会」

若い力とのコラボレーションで活性化!?

現体制では若手の方に副会長をお願いして普段からの交流を深め、互いにアイデアや、趣味を活かして団結力ある活動にしております。特に交流委員会は、地域の大学と提携して発表会を開催し、地域の会社とのコラボレーションを実施し好評をいただいています。

SNSの活用で情報化社会に対応

講演会などの広報活動をタイムリーに共有できる「フェイスブック・インスタグラム・ライン」などのSNSを活用し、税の知識並びに地域ごとの取り組みを紹介することで、他府県の法人会との提携強化・法人会制度の一層のアピールをしたいと考えています。

昨今の情報化社会のスピードに足並みをそろえつつ、正確で確実な情報提供を行ってまいりたいと考えています。

麴町法人会最大のイベントを計画中!

法人会の広報活動として、10年程前まで恒例であった年一度の地域あげでの「皇居1周マラソン大会」は、税務署をはじめ公官庁の方々並びに法人会会員の皆様と、多くの方にご参加いただき「税を考える週間」行事として様々なところで取り上げられ、日本テレビで放送もされました。

現在、マラソン大会に代わるものとして、日比谷公園等をお借りして『税を考えるスタンプラリー』を計画して、麴町法人会最大のイベントとして実施したいと考えています。

学生時代は 「勉強よりも、政治活動よりもゴルフに夢中」

学生時代はノンポリで、ゲバ棒を振るよりゴルフクラブを振るほうが良いと言われたのを良いことに、ゴルフに夢中の毎日でした。これがきっかけとなり、高校ではゴルフの試合に参加したりするなど、勉強はあまりせずに学生生活が終わってしまいました。

おかげさまで、ゴルフを一生懸命に取り組んだため、今でもゴルフが趣味でゴルフを通してまわりの皆さまと楽しい交流ができ、うれしく思っています。

その時私はこう感じた 「守るべき従業員とその家族がいることを痛感」

父の会社に入る前、大阪に2年間丁稚奉公に行き勉強をしました。

今の会社に入社して、47歳の時社長に就任。もう25年が経ちます。3代目の社長が61歳で病死されたのですが、前社長は現役でしたので大変多くの甲問の方々に参加いただき、私どもの会社で何千人もの方の生計が成り立っているのだということを思い知らされました。

その思いを忘れることができず、社長に就任してから改革に着手しました。まず商品の在庫を考え直そうと思いつき、IBMのコンピューターの研修に行きました。流通業の在庫は年商の5%と聞き、どうしたらわが社の在庫を半分に出来るのかを考え、半年に1度の在庫調査を毎月実施したところ、1年半で在庫が目標の半分になりました。今では、月に2度行うようになりました。

会社には「守るべき従業員と、その後ろにはご家族がいらっしゃるんだ」と、痛感させられたことを思い出します。

法人会にご支援を 「麴町法人会のさらなる発展を」



最後にすこしだけ、私の自己紹介をさせていただきます。私は、昭和23年生まれの子ネズミ年。妻、子供3人、孫が3人おります。

ことし72歳になりますが、まだまだ元気いっぱいです。

次世代の若手の方々に法人会を広く周知していくためにも、そして「税」という言葉をきっかけとして、明るく・楽しい、そしてより良い交流ができる「麴町法人会」として活性化できればと考えています。

会員の皆様はもちろんのこと、税務署署長様をはじめ各部署の方々の更なるご協力と納税協力団体皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

出井会長
ありがとうございました！





令和元年度

税に関する 絵はがき



麴町法人会 会長賞



九段小学校5年
今井 濯さん



麴町税務署長賞



九段小学校5年
川又 太陽さん



東京都千代田都税事務所長賞



富士見小学校6年
鈴木 優さん

入賞



富士見小学校
5年
小此木 南朋さん

入賞



富士見小学校
5年
田村 莉緒さん

入賞



富士見小学校
6年
高梨 都佳さん

入賞



富士見小学校
6年
福間 結菜さん

入賞



番町小学校
5年
鈴木 野々香さん

東京国税局 調査部所管法人対象

特別講演会 を開催!

開催日時 2020年2月10日(月)

開催場所 日本橋公会堂

共 催 公益社団法人 日本橋法人会



会場の様子



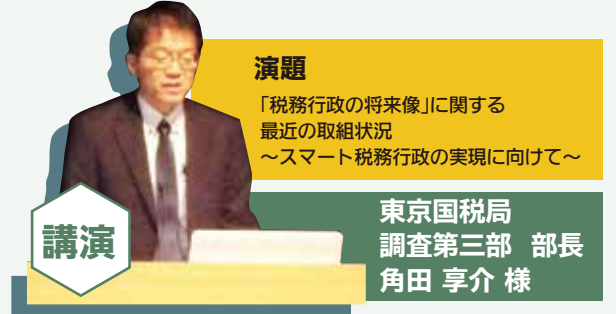
麴町法人会
出井会長

挨拶



日本橋法人会
三田会長

挨拶



演題

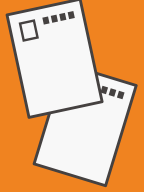
「税務行政の将来像」に関する
最近の取組状況
～スマート税務行政の実現に向けて～

東京国税局
調査第三部 部長
角田 享介 様

講演

コンクール

千代田区内の小学生が「税の大切さ」や「税の果たす役割」について学びます。その知識や感想を絵はがきにすることで、より理解を深めてもらうことを目的として開催しています。



千代田区長賞



富士見小学校5年
遠藤 梨花子さん

麹町法人会 女性部会長賞



番町小学校6年
飯田 楓乃さん

審査員特別賞



九段小学校6年
本山 由衣さん

入賞



九段小学校5年
岩崎 美美さん

入賞



九段小学校6年
梅谷 友菜さん

入賞



九段小学校6年
越前 美月さん

入賞



九段小学校6年
武山 怜央さん

入賞



麹町小学校6年
小松 悠さん

けんたくんコラム

「おしまあ〜い」
「にまあ〜い」
「いちまあ〜い」
「おしまあ〜い」
「にまあ〜い」
「いちまあ〜い」
「おしまあ〜い」

番町が舞台の怪談話

別名「皿屋敷」ともいわれるお菊の皿は、舞台が番町（現在の千代田区五番町や九段南4丁目付近）とされています。主人が大切にしていたお皿を割ってしまったお菊は主人の怒りをかってしまい、殺されてしまう。



第1話

お菊の皿

落語で巡る麹町

中小企業に対する

交際費課税特例措置の2年延長と

消費税の確定申告書提出期限の1ヶ月延長が実現!

政府は、令和元年12月20日に令和2年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた、交際費課税の特例措置及び少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の期限が2年延長され、軽減税率制度が導入された消費税の確定申告書の提出期限についても、1ヶ月の延長などが実現しました。

法人税関係

■オープンイノベーションに係る措置の創設

青色申告書を提出し、自らの経営資源以外の経営資源を活用し高い生産性が見込まれる事業を行う法人が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、経済産業大臣の証明を受けた一定の企業の株式を取得し所有している場合に、取得価額の25%を限度として損金算入できる制度です。

保有しているだけで取得価額の25%相当を損金算入できるという点の特徴ですが、売却した場合や配当を受けた場合に、取崩し事由となるので注意が必要です。中小企業者は1,000万円以上の払込から、中小企業者以外は1億円以上の払込から、外国法人への投資の場合は5億円以上の払込から、となっています。

■5G(第5世代移動通信システム)投資促進税制の創設

青色申告法人で、特定高度情報通信等システム導入事業者に該当するものが、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の施行日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備の取得をして、事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却または15%の税額控除が選択できる制度です。

■連結納税制度の見直し

連結納税制度は、連結親法人と子法人など企業グループの損益を通算できるメリットがある制度です。そのメリットはそのままに、グループ通算制度として、その仕組が令和4年4月1日以後開始する事業年度から変更になります。

従来は、親法人が子法人の所得も含めて代表して申告し、修正申告などの際に必ず親法人が行う必要があるため親法人に負担のかかる制度でした。グループ通算制度では、グループ法人間で損益通算をした上で、各法人が法人税の申告を行う仕組みとなります。

■交際費税制

交際費の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、中小法人が年間800万円の交際費まで損金算入できる制度についても2年延長されます。

接待飲食費の50%について損金算入を認める制度も2年延長されますが、資本金等の額が100億円を超える法人については、接待飲食費の50%について損金算入を認める制度から除外され、適用できないこととなります。

■企業版ふるさと納税の拡充

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除について、適用期限が5年延長されます。また、従来の企業版ふるさと納税では、寄附金が損金算入されることに加え税額控除で実質40%の会社負担であったのが、税額控除の限度額が大きくなり会社負担は10%となります。

■投資要件の厳格化

大企業において、研究開発税制を適用する際に、国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとする要件は、30%を超えることとする要件に厳格化されます。また、大企業の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除について、適用年度の国内設備投資額が当期償却費の90%以上とする要件について、95%以上へと厳格化されます。

いずれも、設備投資を積極的に行わない場合は、税の優遇を受けられないとする取扱いで、積極的投資への後押しする趣旨の改正です。

■少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得するなどして事業の用に供した場合に、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入できる制度が、2年延長されます。

所得税・住民税関係

■NISA制度の改正

未成年者が利用可能なジュニアNISAは、口座開設可能期間が予定通り令和5年12月31日までで、終了されることになりましたが、つみたてNISAの勘定設定期間は、令和24年12月31日まで、延長されることになりました。

一般NISAについては、令和5年12月31日までで、年間120万円まで投資できる制度は終了します。令和6年以降は①年間20万円までの投資信託への投資枠と、②年間102万円までの上場株式への投資枠の2階建ての構造になり、②の上場株式への投資を行うためには、その前提として①の投資信託への投資を行うことが必要となります。投資信託

への投資枠については、その後つみたてNISAへ移行することが可能となります。

■未婚のひとり親に対する所得控除

未婚のひとり親の場合でも、①生計を一にする総所得金額等の合計額が48万円以下の子がいる場合で、②親の合計所得金額が500万円以下である場合は、35万円の所得控除が認められることとなります。

また、寡婦(寡夫)控除について、未婚のひとり親に対する所得控除と要件を同じくして、控除額が35万円に引き上げられます。従来の特例は廃止されることになりました。いずれも、令和2年分の所得税から適用されます。

■ 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例の創設

個人が令和3年以後、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合に、国外不動産所得の損失がある場合には、国外中古建物の償却費に相当する分は生じなかったものとみなされます。

国外の中古建物を購入して、中古建物に関する償却費を計上することで、赤字を作り、他の所得と通算することによる節税防止策です。

■ 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利について、市区町村の長による確認がなされたもので、取得日から売却したその年の1月1日に所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されます。なお、譲渡対価の額は500万円以下であることが条件となります。

土地基本法等の一部を改正する法律の施行日か令和2年7月1日のいずれか遅い日から、令和4年12月31日までの特例です。

令和2年10月1日以後に仕入を行った居住用賃貸建物から適用されます。ただし、令和2年3月31日までに契約している場合は、この制度は適用とならず、従来どおりの取扱いとなります。

■ 住宅の貸付けに係る契約において貸付けの用途が明らかでない場合の取扱い

住宅の貸付に係る契約で、貸付けの用途が明らかでない場合であっても、その貸付けの用に供する建物の状況等から居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税は非課税となります。

従来は、契約書で居住用であることが明らかである場合のみ非課税として取り扱われてきましたが、契約上明確でない場合は、実態により判断することになりました。居住用賃貸建物に関する特例を外すために、居住用と明記しないケースなどに対応したものと考えられます。令和2年4月1日以後に行われる貸付について、適用されます。

■ 高額特定資産の取得をした場合の特例の見直し

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度への適用制限をする措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の適用を受けた場合も加えられることとなります。令和2年4月1日以後に、棚卸資産の調整を受けた場合に適用されます。

消費税関係

■ 法人に係る消費税の申告期限の延長

法人税の確定申告書の提出期限の延長特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出することで、その提出した日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1ヶ月延長されます。

この改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。申告期限の延長に伴い、延長された期間の消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を納付することになります。

法人税については、申告期限の延長が認められていましたが、消費税については延長の特例が存在しないため、先行して消費税の確定申告をするという難しいスケジュールが必要とされていました。法人会を含めた各界からの要望により改正が実現しました。

■ 居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度

居住用賃貸建物として利用される可能性のある建物で、取得価額1,000万円以上のものについては、仕入税額控除の適用が認められないこととなります。ただし、取得の年度から3年間の間に住宅の貸付以外の貸付を行った場合や、譲渡した場合には、調整計算が行われ、課税売上に対応する部分については、税額控除が受けられる仕組みとなります。

従来の制度では、いったん課税仕入を認めた上で、課税売上割合に変動があるような場合に調整される仕組みでした。ところが、居住用賃貸建物のように本来は非課税売上のために取得する場合でも、金地金の売買などにより課税売上割合を意図的に高めることで、全額控除できてしまうという問題点があったため、それを防止する趣旨での改正となりました。

国際課税

■ 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応

特定関係子法人から受ける配当等が株式等の簿価の10%を超える場合に、益金不算入相当額を、その株式等の簿価から引き下げるようになりました。

受取配当金の益金不算入を利用した上で、譲渡損を計上するスキームが利用できなくなります。

その他

■ 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化

振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請を行うことを可能とするとともに、その際に電子署名及び電子証明書の送信が不要となります。令和3年1月1日以後の申請から適用できます。

■ 納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化

振替納税を利用している個人が、他の税務署管内へ異動した場合に、納税地の異動届出書に、異動後も従前の金融機関から振替納税を行う旨を記載したときは、異動後も継続して振替納税が利用可能となります。令和3年1月1日以後に提出する、異動届出書から適用されます。

《記事内容についてのお問合せは》

TSK税理士法人 税理士 飯田 聡一郎

[TEL] 03-5363-5958 [FAX] 03-5363-5449 [HP] <http://www.iida-office.jp/>

会員企業紹介

麹町法人会の会員企業様をピックアップしてご紹介いたします。



食ベログ3.6点 本物のイタリアンが味わえるお店

イタリアン レストラン **スクニッツォ**

飯田橋

こだわりの素材から生まれる一品は食べた瞬間から自然と笑顔になること間違いなし！一番人気の「日本ージェノベーゼ」や季節限定のメニューなど何度も訪れたいくなる絶品イタリアン！



📍 東京都千代田区富士見 2-3-1 信幸ビル B1 (飯田橋駅より徒歩 3 分)
 ☎ 03-3263-7567 Mail: info@e-scugnizzo.com
 🌐 <http://www.e-scugnizzo.com/>



老舗の味 パウンドケーキなら Gondola

ゴンドラ

九段

1933 年創業から続く、親子 3 代の味はシンプルで飽きない絶品。看板メニューのパウンドケーキはしっとりとしていて飲み物が無くても美味しくいただけます。誰にでも喜ばれる味は手土産にも最適！



📍 東京都千代田区九段南3-7-8
 ☎ 03-3265-2761
 🌐 <http://patisserie-gondola.com/>



よりよい備え、よりよい暮らし

防災のセレクトショップ **SEI SHOP**

市ヶ谷

25年超長期保存の美味しい備蓄食「サバイバル®フーズ」をはじめ、普段から備えて災害時に役に立つユニークな防災グッズをご提案しています。スタッフは全員が防災士の有資格者ですので、ご家庭や会社での防災備蓄を気軽にご相談ください。



📍 東京都千代田区四番町 8-13 吉野ビル 1F (店舗兼ショールーム)
 ☎ 0120-108-565 BCP 作成等、専門コンサルタントによる有料相談も受付中。
 🌐 <https://seishop.jp/>



これまでも、
これからも、
みなさまとともに、
100周年めがして。



飲食を通じて、楽しさと憩いを提供する

(株)ニュートーキョー

有楽町・日比谷
大手町・丸の内

「はじめにお客様ありき」をポリシーにビアホールを核とした「和・洋・中」さまざまな営業形態を展開しています。それぞれが地域の一番店を目指し、心のこもったサービスをご提供します。



📍 東京都千代田区飯田橋一丁目 3-2 曙杉館ビル 6F
 ☎ TEL : 03-6261-0521
 🌐 <http://www.newtokyo.co.jp/>



明治36年創業 緑あふれる森のレストラン

日比谷松本楼

日比谷

愛され続ける「ハイカラ洋食」や優雅でちょっと特別な気分を味わえる「本格ランチ」など、ランチからディナーまでおもてなしいたします。ご家庭でもお楽しみいただけるよう、テイクアウトやレトルト食品もご用意しています。



📍 東京都千代田区日比谷公園 1-2 (本店)
 ☎ 03-3503-1451
 🌐 <http://matsumotoro.co.jp/>



旬の食材を堪能できる 本格フランス料理

村上開新堂レストラン

番町

季節を感じられるコース料理は見た目も華やか。開設当初からの定番メニューの「コンソメ」「牛肉の煮込み」「開新堂ゼリー」を是非ご堪能ください。



📍 東京都千代田区一番町 27
 ①ランチタイムはご予約の上ご来店ください。
 ②ディナータイムはご紹介制とさせていただきます。
 ☎ 03-3261-4882
 🌐 <http://www.kaishindo.co.jp/restaurant/>



新入会員紹介

新しく会員になられた企業様をご紹介します。

(株)トリニティ

飯田橋・富士見地区会



当社はポイント事業を中心に販売促進ソリューションのクラウドサービス提供している会社です。



〒 東京都千代田区富士見 2-10-2 飯田橋グラン・ブルーム
☎ 03-5205-6486 <http://www.3inc.jp/>

シーエルエムラボ合同会社

番町地区会



中小企業診断士、組織行動診断士が在籍し、経営/ITコンサルティングと地域活性化を展開しています。



〒 千代田区二番町 1 番町ハイム 4 1 2
☎ 03-6910-0577 <https://sites.google.com/clmlabo.com/top>

(株)IMCブランディング

九段一ツ橋地区会



当社は、先進のIMC理論を駆使した、「コーポレート・ブランド」構築による企業価値最大化のお手伝いしています。



〒 東京都千代田区九段北 1-4-5
☎ 03-3222-6277 <http://www.imc.co.jp/>

(株)新光電気

平河永田地区会



光源周辺製品の企画設計・販売。一般照明用ランプ及びソケット、照明器具、周辺資材の販売。光業界オンリーワン企業を目指し、光に関する多様なニーズを解決します。



〒 東京都千代田区平河町 2-10-1
☎ 03-3222-8311 <https://www.shinko-ele.co.jp>

フレームワークス(株)

有楽町日比谷地区会

業種：貿易商社

〒 東京都千代田区有楽町 1-12-1
☎ 03-4540-7519

(有)桔梗あさひ

平河永田地区会



半蔵門駅から徒歩4分「立喰そば あさひ」自慢の生そばを是非ご賞味ください！生そばだけでなく、当店人気の「肉しょうが定食」や「とんかつ定食」もオススメです。(提供時間にご注意ください)

〒 東京都千代田区平河町 1-8-8
☎ 03-3262-2614

プルデンシャル生命保険(株)

管外



ライフプランナーによるコンサルティングを通じて、お客様のニーズに最適な保障をお届けしています。



〒 東京都千代田区神田錦町 3-22 テラスクエア 7F
☎ 03-6777-0918 <https://www.prudential.co.jp/>

麴町法人会のご紹介・お声がけをお願いします



法人会をご存じない方、ご加入をご検討いただける方にお声がけをお願いいたします。事務局へご連絡いただけましたら、担当者が詳しい説明にお伺いいたします。

会員企業紹介記事 募集中

同じ麴町法人会の会員でも知らない企業はたくさんあります。そこで、新しく企業紹介のページを作りました。「我が社のおすすめ！新製品」など企業のPRにお使いください。麴町法人会の輪を広げましょう！

皆様のご応募
お待ちしております



お問合せ 麴町法人会 事務局 admin@koujimachi.or.jp

第9回 通常総会

開催のご案内

開催日時

令和2年6月16日(火)
15:30～17:00

会場

ホテルグランドパレス
千代田区飯田橋1-1-1 TEL:03-3264-1111

お願い 総会を欠席する場合は、必ず**委任状のはがき**、もしくは**FAX**を事務局へ提出してください。

※「文化講演会」「懇親会」は政府より発出された「緊急事態宣言」を受け中止とさせていただきます。

第65回 簿記教室のご案内

期間

全11回
8月:3日(月)、6日(木)、18日(火)、21日(金)、25日(火)、27日(木)、31日(月)
9月:2日(水)、4日(金)、8日(火)、10日(木)、15日(火)

時間

13:30～16:30
各回終了後個別に質問も受けします。

会場

石油製品販売健康保険組合
千代田区三番町1-5 東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」徒歩6分
Tel 03-3265-3237 (受講者に詳細送付)

定員

70名

受講料

- 麹町法人会員の方
¥10,000/人(教材費等込)
- 一般の方
¥15,000/人(教材費等込)

講師

東京税理士会 麹町支部
税理士
板谷 祥弘 先生



お申込

会員様宛に別途「申込書」を送付いたします。
一般の方は、麹町法人会 WEB ページより「申込書」をダウンロードのうえ、必要事項を記入いただき、事務局宛 FAXにてお申込み下さい。(お申込締切日:7月15日(水))
※「開催」もしくは「中止」に関しては7月15日(水)に当会 WEB サイトに掲載いたします。

税務研修会(6月開催分)中止のお知らせ

6月に開催を予定していましたが、税務研修会「都税」「法人税」「源泉所得税」「消費税」は、政府より発出された「緊急事態宣言」を受け、6月末まで中止とさせていただきます。

けんたくんコラム

麹町エリア銅像巡り

大村益次郎 像

場所:靖国神社(九段北2丁目)



大村益次郎とは…

医者之家に生まれた益次郎は蘭学や兵学を専門に学んでいた。時は幕末。蘭学のプロとして宇和島藩に出仕し、軍艦建造などに携わった。幕府からも高い評価を受けていた。その後、桂小五郎の働きかけもあり、長州藩士となった益次郎は天才戦略家として名を高めていった。次々と改革を進めていた益次郎は守旧派の反発を買って、襲撃されてしまう。その傷がもとで敗血症を起し、死去。日本初の西洋式銅像として靖国神社参道に銅像が建立された。

新型コロナウイルス感染症の影響により 納税が困難な方へ

国税の猶予制度は、一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難となるときや、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、税務署に申請することで、**最大1年間、納税が猶予される制度**です。

特例猶予の新設

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大幅に減少している方を対象に「納税の猶予の特例(特例猶予)」が創設されました。

- 現行法**
- 換価の猶予
(国税徴収法第151条及び第151条の2)
 - 納税の猶予
(国税通則法第46条)



- 特例**
- 納税の猶予の特例
(特例猶予)

猶予に関する要件等については、別添リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ 納税の猶予をご利用ください」をご覧ください。

猶予についてのご相談のある方は「国税局猶予相談センター」にご相談ください

特別法人事業税の創設および税率改正後「初年度」の予定申告について

特別法人事業税が創設され、法人事業税・都民税法人税割の税率が改正されたことに伴い、**令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告**に限り、**以下の経過措置が設けられています。**

経過措置 令和元年10月1日以後開始する最初の事業年度の予定申告税額の計算方法

法人事業税 $\text{前事業年度の法人事業税額(割ごとの額)} \div \text{前事業年度の月数} \times 6.3$

特別法人事業税 $\text{前事業年度の法人事業税額(合計額)} \div \text{前事業年度の月数} \times 2.3$

都民税法人税割 $\text{前事業年度の都民税法人税割額} \times 1.9 \div \text{前事業年度の月数}$

様式は初年度の経過措置に対応していないので、**ご注意ください!**



お問い合わせ先

東京都千代田都税事務所
法人事業税課 法人事業税第一班

〒101-8520 東京都千代田区内神田2-1-12



03-3252-7145 (直通)

事業所の給与担当の皆様へ

「特別区民税・都民税(特別徴収分)」の税額通知書をお送りします。

「税額通知書」送付から手続きまでの流れ

5月中旬までに税額通知書を給与の支払者(特別徴収義務者)あてにお送りします。

同封の納税義務者に対する税額通知書を、記載してある各納税義務者にお渡しください。

税額は、給与の支払をする際、毎月徴収して、翌月10日までに納めてください。

電子データの受取は、eLTAX(エルタックス)で給与支払報告書を提出し、希望する税額通知の受取方法を「電子データ(正本)」または「書面(正本)+電子データ(副本)」を選択した事業所です。

提出方法について

eLTAX公式HP (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご確認ください。

受取方法を変更する場合

千代田区役所HP内の「特別徴収税額通知の受取方法変更届」を書面にてご提出ください。

住民税額を試算したい方

「住民税額シミュレーションシステム」が便利です。ぜひご利用ください。

源泉徴収票の内容等の入力で、特別区民税・都民税(個人住民税)の試算ができます。

詳細は千代田区のホームページから



電気に起因する火災が多発!

全火災の約6~8割が事務所、飲食店から発生しています!

出火原因は電気関係が多い!?

麹町消防署管内の火災件数は、近年、増加傾向にあります。火災の多くが住居からではなく、事務所や飲食店などの非居住部分からの出火です。そして、出火原因の多くが電気関係です。



出火の最新事例

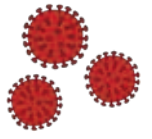
- ! ドアや引き出しに挟み込まれたコードがショート
- ! 許容電流を超えた「たこ足配線」
- ! 「差し込みプラグを確実に差し込まなかった」ことによる過熱
- ! 差し込みプラグの差し刃間で、ほこりと湿気により発生した「トラッキング現象」

周囲の電気製品や配線等を今一度確認してください!

問い合わせ先
麹町消防署 防火管理係
TEL:03-3264-0119



新型コロナウイルス感染症に 便乗した**詐欺**に**ご注意**！



三セ
厚生労働省

コロナ対策で
助成金が出ています
マスクも送付します

今日中にATMで
口座の登録を

注意！
キャッシュカードを入れて
「振り込みボタン」を
押してください

重要
ATMで申請手続きは
できません

在宅時も留守番電話に設定して、
相手を確認してから折り返しましょう。
少しでもおかしいと感じたら、
警察に相談してください。

お問い合わせ先
警察庁麴町警察署 防犯係
TEL:03-3234-0110

移転・休廃業、その他 変更点が生じた場合は お早めにご連絡を！

「諸変更届」の記入が必要です



諸変更届

登録内容(法人名・代表者・所在地等)の変更は、左図の「諸変更届」に必要事項をご記入の上事務局へFAXしてください。

FAX:03 (3261) 9428

「諸変更届」用紙は、
Webサイトからも印刷できます
[麴町法人会Webサイト > 各種届出用紙](#)

退会に際しては、事務局へご連絡いただき「退会届」によるお申し出が必要となります。
届出がないと、年会費が発生しますので、ご注意ください。

広告記事大募集！

当会情報誌に広告を掲載しませんか？
1回のみでの掲載も大歓迎！
1,800社近くの会員様へPRできます！

発行部数 約1,800部
発刊月 年4回(1月・3月・6月・9月)
◎原稿締切日 発刊月の前々月20日迄
(11月・1月・4月・7月)
◎応募先 admin@koujimachi.or.jp
◎会報担当 高橋宛

会員企業様は「掲載料がお得」です

A4サイズ		会員	非会員
1ページ	裏表紙	30,000円	80,000円
1ページ	中ページ	15,000円	40,000円
1/2ページ	中ページ	10,000円	20,000円
1/4ページ	中ページ	5,000円	10,000円

※上記料金は、1回あたりの掲載料です

使用済み切手 回収事業

法人会では回収しました切手をジョイセフに送り、
途上国の女性と子供への支援をするボランティア事業に参加しています。

分類方法

切手は下記に分類してください。

日本の切手

未使用の切手

外国の切手

使用済み切手

切手の枚数を数える必要はありません。

使用済み切手は封筒やハガキからはがす必要はありません。



分類の様子

収集品の送付先

〒102-0072
東京都千代田区飯田橋 2-14-5
Pure Wood ガーデン 2F
公益社団法人 麹町法人会「事務局」 宛
TEL 03-3261-2282

収集箱ご希望される方は事務局までご連絡ください

○ 切り取り方 (OK例)

OK例

◇切手と消印のまわりを
1cm程度残してお切り
ください。



◇長い消印の場合は、口付
と地名が1つつ残るよ
うに切ってください。



○ 切り取り方 (NG例)

NG例1) 官製はがきや航空書簡などの

官製はがきや航空書簡などの、
あらかじめ印刷された切手部分は収集していません。



⚠ 未使用のはがきについて

消印の押されていない未使用はがきは、書き集はがきと
して集めていますので、切手部分を切り取らないまま送付
してください。

NG例2) メータースタンプやメール便のシールなど



切手の代わりに押されたスタンプや、
メール便のシールは収集していません。

NG例3) 消印が切り取られている



消印の部分も収集の対象ですので、
これから集める場合は、必ず消印の
部分を含めて切り取ってください。

切手の目打ち(きざぎざ)を切り取らない
ようご注意ください。

NG例4) 封筒の裏側も合わせて切り取られている



切手は重量で取引されるため、封筒の裏側も
合わせた状態ではなく、表面だけを切り取っ
てください。

寄贈社、団体一覧 〈順不同・敬称略〉

令和2年2月、事務局に届いておりました「使用済み切手」をジョイセフへ贈呈いたしました。
ご協力いただきました方々は下記(寄贈社、団体)のとおりです。
誠にありがとうございました。次年度も引き続き宜しくお願い申し上げます。

- (株)イーストウエスト
- (有)牛田噴霧機工場
- 栄養食(株)
- (株)エス・ジーホールディングス
- 旭日興産(株)
- (株)グリップアイ

- サカイ商事(株)
- 山京ビルマネジメント(株)
- 東京本社
- (株)サンワ
- (一財)自警会
- (株)千里

- 大和綜合印刷(株)
- (一財)地方公務員安全衛生推進協会
- 電設工業健康保険組合
- (株)東亜 東京本社
- 東京税理士会麹町支部
- 日経印刷(株)

- ビーエスエム(株)
- (有)富士電子会計センター
- (株)村上開新堂
- ヤマト徽章(株)



けんたくんと行く! ~麹町エリアの坂~

vol.1

幽霊坂

千代田区は坂が多いことでも有名です。幽霊坂は千代田区内に5箇所(富士見町や御茶ノ水)、都内では14箇所も存在しています。
「幽霊坂」…なぜこのような不気味な名前になったのでしょうか。
由来によると広い武家屋敷の淋しい

鬱蒼とした道とされています。
昼でも暗く、淋しい場所であったことがうかがえます。
また、不気味な名前と呼ぶことを忌み嫌い、別名を持つ坂も多いようです。

坂が多いなんて
初耳だったワン





いずみ会計事務所では
 公益法人(社団法人、財団法人)
 NPO法人、任意団体の会計や
 税務の御相談を受け付けています!

税理士・内部監査士 浦田泉

いずみ会計事務所 (浦田泉税理士事務所)
 いずみ会計コンサルティング株式会社

〒102-0084 東京都千代田区二番町1-2 番町ハイム737号室
 TEL 03-5210-2511 FAX 03-5210-2513
 E-Mail info@izumi-kaikei.com

いずみ会計事務所ウェブサイト <http://izumi-kaikei.com/>
 公益法人会計.com <http://koueki-kaikei.com/>

いずみ会計事務所の「ためになるブログ」Season2
<http://www.izumi-kaikei.info/>
 [公益法人専門の税理士 (いずみ会計事務所・税理士浦田泉)]
<http://ameblo.jp/izumikaikei/>
 [NPO法人を応援する税理士 浦田 泉のブログ]
<http://ameblo.jp/izumikaikeinpo/>

いずみ会計事務所 facebook
<https://www.facebook.com/izumikaikei>
 [公益法人専門の総合相談室 facebook]
<https://www.facebook.com/koueki.kaikei>

従業員の退職金準備は

特 退 共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
 ○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
 ○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
 財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
 TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>





一般財団法人全日本労働福祉協会

九段クリニック

九段クリニックは、初期診察から専門治療までの幅広い診療科と、最新かつ迅速な検査体制を備えたクリニックです。
早期発見・診察から早期治療・予防までの一連の医療を滞りなくご提供します。



当院では人間ドック・生活習慣病健診をはじめ、各種専門ドックなど様々なコースをご用意しております。

また、オプション検査も豊富にございますので健診予約時にお申し出下さい。



TEL 03-3222-0071

住所 東京都千代田区九段北 1-9-5

受付 月～土 8:30～17:15 ※土は 12:30 まで。日祝休診

アクセス ■地下鉄東西線・半蔵門線・都営新宿線「九段下駅」より徒歩 4 分
■JR 線「飯田橋駅」より徒歩 7 分。

URL <http://www.kudanclinic.com/>

地下鉄「九段下駅」より徒歩 4 分、JR 線「飯田橋駅」より徒歩 7 分と交通のアクセスも抜群です。

一人として、同じがんの患者さまはいません。
私たちのがん治療は、そこからはじまります。

がんになってもいきいきと生きるためのがん治療を追求した結果、たどりついたのが多価樹状細胞ワクチンなどの免疫細胞療法です。

もし今、がんの症状やがん治療にお悩みなら、当クリニックの扉をたたいてみてください。何か新しい道をご提案できるかもしれません。

がんでお悩みの方、治療中の方、無料でご相談をお受けします。（予約制）

【診療例】多価樹状細胞ワクチン（使用ペプチド4種類まで）と活性NK細胞療法の併用療法：1回投与54万円（税込）

※併用療法は5回投与で1クールとなります。

※治療は健康保険適用外になります。

※保有する多価樹状細胞ワクチンの製造技術は、日米欧米の国々で特許取得済。



ふくろろクリニック

TOKYO, JAPAN

東京都千代田区九段北1-10-9 九段VIGASビルB1F

TEL 03(5212)1271 FAX 03(5212)1272

受付: 月～土 8:30～17:15 ※土は12:30まで。日祝休診

■地下鉄「九段下駅」東西線7番口より徒歩1分

■JR線「飯田橋駅」より徒歩7分



理事長 阿部 博幸

「免疫」を利用したがん治療。
体を守るヒト本来のちから、